

介護予防・生活支援サービス事業【訪問型サービス】

基準		旧介護予防通所介護に相当するサービス	多様なサービス
サービス種別		訪問介護相当サービス	訪問型サービスA(緩和された基準による訪問型サービス)
サービス内容		○旧の介護予防訪問介護と同様のサービス (訪問介護員による生活援助を中心とした内容)	○緩和型基準の従業者による生活援助(掃除・洗濯・買い物等の日常生活の援助)サービス(調理は除く) ※身体介助(排泄・食事・入浴の介助)の提供は行わない ○1回当たり45分～60分程度のサービス
対象者とサービス提供の考え方		要支援認定者及びチェックリスト該当者	要支援認定者及びチェックリスト該当者 継続利用要介護者
		○現状、サービスを利用しており、今後も継続が必要と判断されるケース ○要支援認定者	○現状、サービスを利用しており、今後も継続が必要と判断されるケース ○継続利用要介護者とは、要介護認定を受ける以前に要支援認定者又はチェックリスト該当者であって、訪問型サービスAによるサービスを受けていた者のこと
事業の実施方法		○事業者指定(南国市介護予防・日常生活支援総合事業において指定事業者が実施する第1号事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める要綱による)	○事業者指定(南国市介護予防・日常生活支援総合事業において指定事業者が実施する第1号事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める要綱による)
通所型サービス 基準	人	・管理者*1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、生活援助従事者研修修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上*2 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者】 *1 支障がない場合、他の勤務、他事業所等の兼務に従事可能。 *2 一部非常勤職員も可能。	・管理者*1 専従1以上 ・訪問介護員等 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、生活援助従事者研修修了者、市長が別に定める研修の修了者】 ・サービス提供責任者*1 訪問介護員等のうち、専従1以上 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者】 *1 支障がない場合、他の勤務、他事業所等の兼務に従事可能。 一部非常勤職員も可能。
	設 備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品
	運 営	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等
サービス提供者		○訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員	○訪問型サービスA事業所の従業者
ケアマネジメント		○介護予防サービス計画、ケアマネジメントA	○介護予防サービス計画、ケアマネジメントA
個別サービス計画		○作成必須	○作成必須
ケア会議		○実施	○実施
計画期間		○3ヶ月(中間評価)から6ヶ月(評価)	○3ヶ月(中間評価)から6ヶ月(評価)
単 価		別表(第6条関係)参照	別表(第6条関係)参照
単位設定根拠		○南国市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	○南国市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
利用者負担		○1割(一定以上の所得の利用者には2～3割)以上	○1割(一定以上の所得の利用者には2～3割)以上
給付限度額管理		○対象(要支援者→介護度による予防給付の支給限度額、サービス事業対象者→概ね要支援1) ○給付管理は国保連に委託	○対象(要支援者→介護度による予防給付の支給限度額、サービス事業対象者→概ね要支援1) ○給付管理は国保連に委託
単サービス上限		○3回/週(ケアマネジメントによる)	○2回/週(ケアマネジメントによる)
事業所への支払い方法		○国保連経由で、審査・支払	○国保連経由で、審査・支払